

彩の国いきがい大学入間学園校友会連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、彩の国いきがい大学入間学園校友会連絡協議会(以下「入間学園連絡協」)という。

(事務所)

第2条 入間学園連絡協の事務局は会長の指定する場所に置く。指定する場所とは、会計宅とする。

(目的)

第3条 入間学園連絡協はいきがい大学入間学園の卒業生で構成されている各期の校友会の相互の連絡提携を図るとともに、社会参加活動等の自主諸活動を促進し、もって会員相互のいきがいを高め、親睦を図り、かつ、その発展を期することを目的とする。

(構成)

第4条 この会はいきがい大学入間学園各期の校友会会員をもって構成する。

(事業)

第5条 入間学園連絡協は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 入間学園各期校友会相互の連絡提携。
- (2) 入間学園連絡協理事会に於いて、協議決定された事業については事業毎に実行委員会を設定して実施する。
- (3) 入間学園各期校友会毎に実施する事業には、各期を問わずに参加出来ることとする。
- (4) 入間学園各期校友会のクラブ活動を紹介し、各期を問わずに参加出来ることとする。

(役員)

第6条 入間学園連絡協には次の役員を置く。

- (1) 組織の役員はつぎの通りとする。
 - 1、 会長
 - 2、 副会長
 - 3、 理事(代表理事を含む)
 - 4、 会計
 - 5、 監事
- (2) 会長(1名)は、各期校友会会長から選出し、総会の承認を得る。
- (3) 副会長は、会長の次の期の校友会会長とする。
- (4) 理事は、原則として各期校友会の会長及び副会長とする。(各期3名)
理事のうち、各期の会長で入間連絡協の会長、および副会長以外は代表理事という。
- (5) 会計(2名)は、原則として理事の互選とし、総会の承認を得る。
- (6) 監事(2名)は、理事以外からの互選とし、総会の承認を得る。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、入間学園連絡協を代表し、会務を統括し、執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を議決するとともに議決事項を執行する。
- (4) 会計は、会計事務を行う。
- (5) 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 役員の任期は、1年とする。但し補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 役員は、再任される事ができる。

- (3) 役員は、辞任し、又は任期を終了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(代議員)

第9条 入間学園連協に代議員を置く。

- (1) 代議員は、各期で5名を選出する。
- (2) 代議員は、総会において第12条に掲げる事項を議決する。
- (3) 代議員の任期は、1年とする。

(顧問)

第10条 入間学園連協には、必要に応じて顧問を置くことが出来る。

- (1) 顧問は理事会の承認を得て会長が委託する。任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- (2) 顧問は会務の助言を行う。

(会議の種別)

第11条 入間学園連協の会議は総会及び理事会とする。

(会議の構成)

第12条 会議の構成は次の通りとする。

- (1) 総会は、代議員をもって構成する。
- (2) 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって構成する。

(会議の機能)

第13条 総会及び理事会の機能は次の通りとする。

- (1) 総会はこの規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - 1、年間行事計画、報告及び予算、決算に関する事項
 - 2、規約の改廃に関する事項
 - 3、その他この会の運営に関する重要事項
- (2) 理事会はこの規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - 1、総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
 - 2、総会に付議すべき事項
 - 3、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第14条 会議は次の場合に開催する。

- (1) 総会は、年1回開催する。毎会計年度2ヶ月以内に開催される。
- (2) 理事会は、次に掲げる場合に随時開催される。
 - 1、基本的には年4回開催する。
 - 2、理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の要求があったとき
 - 3、会長が必要と認めたとき

(会議の招集・議決)

第15条 会議は会長が招集する。議長は会長を充てる。

- (1) 会議を招集する場合は、会議の内容、日時及び場所等をあらかじめ会議構成員に通知する。
- (2) 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(会費)

第16条 本会の会費は会費及びその他の収入をもってあてる。

- (1) 会費は、年額300円／名 とする。(含県連協会費100円／名)
- (2) 会費は、本会の運営費とし、事業費は除く。
- (3) 途中脱会の場合は返金しない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

この規約は平成23年4月5日より実施する。

(附則)

この規約の一部改正 第6条削除 平成23年11月30日

(附則)

この規約の一部改正 平成24年 4月18日

(附則)

この規約の一部改正 平成25年 5月 8日

(附則)

この規約の一部改正 第6条(1)2項、3項、4項、5項、6項 平成26年 5月 9日

(附則)

この規約の一部改正 第6条(4)・(5)、第9条(1)、第10条(1) 平成28年 5月 6日

(附則)

この規約の一部改正 第6条(3)・(4)、第8条(1) 平成29年 5月12日